

## 【分類10-9 一般廃棄物の処分手数料の減免】について

## 1 調整内容

広域化後における一般廃棄物処分手数料の減免基準及び手続方法を定めるもの。

## 2 協議に当たっての考え方

- ① 住民サービスの維持向上のため、広域化後も両組合の現状の減免基準を維持する。
- ② 事業者から排出されるごみの処理費用は原則事業者負担であるが、り災場所周辺の環境衛生保持及び事業の早期再建を図るため、一定程度減免しつつも、家庭系ごみとの差別化を図る。

## 3 調整方針

一般廃棄物の処分手数料の減免について、適用範囲を統合時に拡充する。  
なお、手続きについては、現行の弘前地区環境整備事務組合の例による。

広域化後の減免基準				現状		
種別				基準案	弘環組合	黒清組合
火災ごみ等	家庭系一般廃棄物	燃え残った可燃物	①布団 ②衣類 ③紙くず ④汚れたプラスチック その他1辺60cm以下の可燃物	減免	減免	減免
		不燃物及び燃え残った大型(粗大)ごみ	①家具 ②家電製品(家電4品目を除く) ③ガラス、陶磁器 ④金属類	減免	減免	減免
			⑤柱等の木材	減免	減免せず	減免
		家電4品目・パソコン等(法非該当)	①エアコン ②テレビ ③冷蔵庫・冷凍庫 ④洗濯機・衣類乾燥機 ⑤パソコン ⑥小型家電 ※焼け落ちていたり品番が確認できない等、資源有効利用促進法及び各種リサイクル法の適用対象外となるもの	減免	減免	減免
事業系一般廃棄物	事務用品等	り災した事務用品等 ※可燃・不燃・大型(粗大)ごみに分別	減免	減免	減免せず	
	柱等の木材	店舗兼住宅*1の店舗部分から排出される柱等の木材	減免(店舗部分も対象)	減免せず	店舗部分は減免せず	
		集合住宅の共用部分から排出される柱等の木材	減免	減免せず	減免せず	
		事業所から排出される柱等の木材	減免せず*2	減免せず	減免せず	
ボランティア清掃		①草木 ②ポイ捨てごみ等	減免	減免	減免	

※1 貸しテナントがなく自宅の一角を店舗にしている個人・法人を想定しており、貸しテナントなどがあるビル等の一角に居住している場合は、本区分では「事業所」に該当するものと見なす。

※2 事業所から排出される柱等の木材は、住民が居住しない場所であることから、減免の対象としない。